

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁 航空装備研究所
管 理 部 会 計 課 長 廣瀬 末人

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
新島南方海面飛しょう体発射試験のための 海上警戒・監視作業及び浮遊物等回収作業	別紙仕様書のとおり	1件	防衛装備庁航空装備研究所 新島支所	令和7年9月29日～ 令和7年11月5日

説 明 会 なし。

3 入 札

- ① 日 時 令和7年7月30日(水)13時30分
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金

- ① 入札保証金……………免除
② 契約保証金……………免除

7 入 札 の 無 効

- ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 必 要 の 有 無

有

9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等

海上警戒・監視作業等契約条項(単価契約)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 郵便入札について

(1) 郵便入札の可否 可

(2) 郵便入札方法

書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。

(3) 郵送する書類等

(ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)
(イ) 入札書

(4) 封筒について

前項(3)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

(5) 入札の回数

郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。

(6) 入札の無効

郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

(7) その他留意事項

郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和7年7月29日(火)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。

また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年7月29日(火)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

③ 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑤ 提出資料

(1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和7年7月29日(火)17時15分までに提出するものとする。

⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)644 担当:小野

防衛装備庁仕様書

		1	
		6	
新島南方海面飛しょう体発射試験のための海上警戒・監視作業及び浮遊物等回収作業	仕様書番号	G A E 2 - J K - 2 1 1	
	作成年月日	令和 7 年 6 月 1 2 日	
	作成部課名	航空装備研究所 誘導技術研究部 誘導システム評価室	

1. 総則

1. 1 適用範囲

この資料は、新島南方海面飛しょう体発射試験のための海上警戒・監視作業及び浮遊物等回収作業（以下「本役務」という。）について規定する。

1. 2 関連文書

- (1) 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）
- (2) 船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）
- (3) 海上衝突予防法（昭和 5 2 年法律第 6 2 号）
- (4) 海上交通安全法（昭和 4 7 年法律第 1 1 5 号）
- (5) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号）

2. 役務に関する要求

2. 1 概要

本役務は、制限水域及びその周辺水域（別図）において、新島南方海面飛しょう体発射試験を安全に遂行するため、海上警戒・監視作業及び浮遊物等回収作業等に係る一連の作業を船舶により実施するものである。

回収した浮遊物等については、官に確実に引き渡すものとする。

2. 2 飛しょう体の概要

試験に使用する飛しょう体は、全長 6 m 以下、全幅 3 m 以下、全高 1 m 以下、重量 7 0 0 k g 以下で、予定経路を飛しょうした後に着水し、海没を基本とするが、着水時の衝撃等により破損し浮遊物が発生する可能性がある。

2. 3 役務対象期間

令和 7 年 9 月 2 9 日～令和 7 年 1 1 月 5 日の間で、8 日間を基準とする。
ただし、気象及び海象等により変更がなされることがある。

2. 4 発注要領

契約相手方は、官の発注後、発注書で指定した時刻より本役務作業を開始できるよう到着地点（基準）にて待機するものとする。
なお、発注行為は、役務実施の前日の 1 6 : 3 0 までに行うものとする。

2. 5 役務実施場所

別図に示す制限水域及びその周辺水域にて実施する。

2. 6 必要機材の種類・数量及び人員

(1) 船舶本体

- ア 1 級小型船舶操縦免許証を有している者の船舶×5 隻 安全に作業可能なデッキ部分及び舷しょうを有する船体構造とし、長さ 4 m 以下、幅 0. 5 m 以下、重量 1 0 0 k g 以下の物を積載可能な船体構造とする。なお、回収時の引き上げが困難な浮遊物があった場合は、ロープで固縛して港までえい航し、港にて引き上げるものとする。
- イ 風速 1 0 m 及び波高 3 m 以下において、安全に本作業が実施できる船体構造を有するものとする。

(2) 装備（各船舶共通）

GPS 装置×1 式、マリンレーダー装置×1 式、船舶電話又は携帯電話×1 式を装備するものとする。

(3) 人員（各船舶共通）

本作業の実施に必要な人員を乗船させるものとする。

2. 7 作業内容

官の発注ごと、次に示す一連の作業を行うものとする。

(1) 別図に示す到着地点（基準）に到着後、官に到着した旨を連絡するものとする。

(2) 2. 5 項の水域において、船舶（漁船を含む。以下同じ。）が、制限水域外から制限水域内に進入することがないように警戒作業を実施する。

(3) 制限水域内に進入した船舶が認められた場合は、制限水域外に出るまで監視作業を実施する。ただし、当該船舶が制限水域内にて停船し操業を行おうとした場合は、すみやかに漁業制限区域内に位置している旨の警告等を発し、制限水域からの退出を促し、試験が安全に遂行出来るように努めるものとする。

また、制限水域内において、操業は行っていないが長時間滞在している船舶が認められた場合も、すみやかに漁業制限区域内に位置している旨の警告等を発し、制限水域内からの退出を促し、試験が安全に遂行出来るように努めるものとする。

なお、これら船舶への措置状況については、適宜、官に連絡するものとする。

(4) 飛しょう体の発射を確認した場合は、警戒・監視作業を中断し、当該飛しょう体の着水地点を適宜の方法にて確認し、安全を十分に確認したうえで制限水域内の着水地点に進入し、飛しょう体及びその破片等の浮遊物の捜索を行い、船上に回収するものとする。

なお、飛しょう体については、原形をとどめた状態で浮遊等していた場合は可能な限り損傷を与えないよう、十分に注意を払い、回収するものとする。

(5) 水没した飛しょう体については、目視により水没を確認できた場合、発見場所及び概略の大きさ等を官に連絡するとともに、回収が可能な場合には船上に回収するものとする。

なお、回収作業要領、回収作業時間見積及びその作業進捗状況については、適宜、官に連絡するものとする。

(6) 浮遊物等を回収した場合は新島港又は若郷漁港にて官に引き渡すものとする。

(7) リハーサルにおいては、飛しょう体の発射はせず（1）～（6）の模擬行為を実施するものとする。

(8) 飛しょう体の発射及び試験の終了又は中止は官が連絡するものとする。

3. 検査

2. 7 項について、発注書及び「作業日誌・報告書」に基づき検査を実施するものとする。

4. その他の指示

4. 1 提出書類

契約相手方は、表 1 に示す書類を作成し、提出するものとする。

表 1 提出書類

番号	名 称	数量	提出時期	提出場所	備 考
1	作業実施 計画書	1 部	契約後 速やかに	防衛装備庁 航空装備研究所	作業の実施体制がわかる内容とし、2. 6 項 に示す船舶本体、装備、人員の内容を確認で きる書類を添付すること。
2	作業日誌 ・報告書	1 部	作業完了後	防衛装備庁 航空装備研究所 新島支所	作業日誌・報告書の様式は別紙第 2 のとおり とし、作業内容については、記載例を参考に 記述するものとする。

4. 2 緊急避難

本役務の実施に当たっては、良好にかつ安全に実施できるよう努めるものとし、危害が及ぶ可能性がある場合は、臨機の処置を取り危険を回避するものとする。

4. 3 安全管理

契約相手方は、関係法令等を遵守するとともに、本役務中の安全管理を十分留意し、事故が発生しないよう万全を期すものとする。

4. 4 燃料

本役務に必要な燃料については、契約相手方が用意するものとする。

4. 5 消耗品

本役務に必要な消耗品については、契約相手方が用意するものとする。

4. 6 その他

- (1) 契約相手方は、本役務において知り得た内容は、外部に漏らしてはならない。
- (2) 試験時間は、0 5 3 0 ～ 1 7 0 0 を基準とし、具体的な試験時間については、あらかじめ官が連絡するものとする。
- (3) 気象及び海象等により、安全に作業が実施できないと判断した場合は、試験日程の変更等について、速やかに官と協議するものとする。
- (4) 本役務において使用する港について許可の取得及び届け出等が必要な場合は、契約相手方がこれを実施するものとする。
- (5) この資料について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

作 業 日 誌・報 告 書

件 名： 新島南方海面飛しょう体発射試験のための海上警戒・監視作業及び浮遊物等回収作業

年月日	船 名	作業時間	作業内容	検査官氏名	備 考
7. 10. 4	〇〇丸	0930	制限水域到着 警戒作業開始		
		1030	〇〇丸が制限水域に進入したので、監視作業を開始		
		1040	〇〇丸が停船したため、 漁業無線にて注意		
		1050	〇〇丸が制限水域外へ退出確認		
		1430	試験終了確認 作業完了		

- 1 様式は A 4 版縦とする。
- 2 作業日ごとに提出する。
- 3 各船舶ごとに提出する。

制限水域（世界測地系（WGS-84））



